



令和3年度～令和7年度

保存版

第三次下野市男女共同参画プラン がスタートします

男女共同参画社会とは

男女が対等に、社会のあらゆる分野における活動に主体的に参加することができ、共に責任を担う社会のことです。

男女共同参画社会が実現することで、すべての人が、性別にかかわらず尊重され、自らの意思で多様な生き方を選択し、個性と能力を生かして自分らしく生きることができる社会につながります。



本市のこれまでの取組

男女共同参画を目指す国際社会や国の動きを踏まえ、「男女共同参画プラン」の策定や「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」の制定、男女共同参画都市宣言をはじめとした取組を進めてきました。

しかし、性別による固定的な役割分担意識や慣習は、いまだ存在しています。

男女共同参画社会を実現するためには、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現し、職場、地域など様々な場で性別にかかわらず活躍できる環境を整えていくことが必要です。

プランの基本理念

本市では、平成28年に制定した「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」で、男女共同参画の推進に関する市、市民、事業者及び市民団体等の役割を明らかにするとともに、以下の7つの基本理念を定めています。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度または慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 男女の生涯にわたる健康の確保
- 6 国際的協調
- 7 性同一性障がい者等に対する配慮

多様な生き方を尊重し 支え合い すべての人が活躍できる下野市の実現に向けて

市の役割

- ・プランに基づき、男女共同参画社会を実現するための施策を推進します。
- ・プランの推進のため、進捗状況を確認・評価します。
- ・国、栃木県、他市町等との情報交換や交流を通じ、連携に努めます。



市民の皆さまに取り組んでいただきたいこと

- ・それぞれが希望するワーク・ライフ・バランスをかなえられるよう、家庭内で話し合しましょう。
- ・性別にかかわらず、積極的に地域活動に参加しましょう。
- ・困ったとき、困っている人を見つけたときは相談機関等を利用しましょう。
- ・男女共同参画に関する学習機会を活用しましょう。

事業者・団体等の皆さまに取り組んでいただきたいこと

- ・性別や年齢にかかわらず意見が反映される組織運営を行きましょう。
- ・ハラスメントに対する正しい理解を深めましょう。
- ・事業者においては、従業員のワーク・ライフ・バランス実現のために、職場環境を整備しましょう。

